

公立大学法人青森県立保健大学業務方法書（案）

平成 20 年 月 日
規 程 第 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 業務の方法（第 3 条～第 8 条）
 - 第 3 章 業務の委託（第 9 条・第 10 条）
 - 第 4 章 契約の方法（第 11 条）
 - 第 5 章 雑則（第 12 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び青森県地方独立行政法人法施行細則（平成 20 年青森県規則第 22 号）第 2 条の規定に基づき、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により青森県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第 2 章 業務の方法

（大学の設置及び運営）

第 3 条 法人は、青森県立保健大学を設置し、これを運営するものとする。

（学生支援）

第 4 条 法人は、全ての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。

（受託研究等）

第 5 条 法人は、法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うものとする。

（学習機会の提供）

第 6 条 法人は、地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供するものとする。

（地域貢献）

第7条 法人は、青森県立保健大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献するものとする。

(附帯事業)

第8条 法人は、第3条から前条に掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

第9条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第10条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第11条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

第5章 雑則

(その他)

第12条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、青森県知事の認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。